

小・中学生の学習内容から考える

部落問題学習について



学校で教えないほうが、部落差別はなくなるんじゃないかな？

このことは、いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方です。この考えについては、同和对策審議会答申（1965年）において、『寝た子をおこすな』式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともない、いつとはなく解消すると主張することにも同意できない。」と明確に否定されています。また、現実には差別がある中で「教えないければいい」と主張することは、差別された人に黙っていなさいというに等しいことになります。

情報社会において、ふとしたことで差別的情報を得た場合、部落差別に対する知識がないとインターネットを使ってもっと調べようという気持ちが生まれるかもしれません。子ども達を差別する側に立たせないために、「寝た子を起こすな」ではなく「正しく起こす」ことが大切です。



校区に同和地区がない学校でも、部落問題学習は必要なのかな？



部落差別は同和地区外の人が同和地区の人を差別しなくなれば解決します。同和地区外の人々の学習こそが必要ですから、校区に同和地区がない学校でこそ、学習が必要だともいえます。また子ども達が将来、部落問題に関わらないとはいえません。



知識だけの学習になってしまい、それがかえって差別を助長することがないように、子ども達が自分の問題としてとらえていけるような学習のあり方を研究したいものです。

そこで部落問題学習をすすめるにあたって、小・中学生の学習内容の中から参考になる内容を整理してみました。

長野県教育委員会

1 中世の文化を支えた河原者^{かわらもの}

河原者

- ・庭造り、井戸掘り、皮なめし、芸能などに従事した人々。
- ・優れた技術者として文化を支えた。
- ・善阿弥^{ぜんあみ}（庭造り）、観阿弥^{かんあみ}・世阿弥^{ぜあみ}（能楽）など。

河原者などへの「けがれ」意識

- ・人々は、それまでの状態に変化が生じること、たとえば自然物に手を加えることや自然災害・死・出血・火事・犯罪を「けがれ」としておそれた。
- ・河原者と呼ばれた人々は、「けがれ」を清める役割を担った。
- ・人々は河原者を畏怖^{おそ}したが、同時に自分たちとは異なる異質な存在と考えた。

解説



善阿弥が作庭したとされる慈照寺（銀閣）

河原者には、足利義満の保護を受けた能の観阿弥・世阿弥親子、義政から庇護を受けた作庭家の善阿弥など、室町文化を担い、後世にもその名を知られた人々がいます。河原者をはじめとする中世の被差別民は、御所・寺社などの「聖」とされた場の清掃や死者を送るための儀式を担いました。また、斃牛馬^{へいごうま}（死んだ牛馬）処理などの死によって生じるけがれ【死穢^{しえ}】、出産などの血によって生じるけがれ【血穢^{けつえ}】、

「らい病（※）」の病によって生じるけがれ【病穢^{びやうえ}】などの「けがれ」を清める役割や、呪術的芸能による祓^{はら}いの役割も担っていました。

彼らは、「けがれ」を清める特殊な能力を持つ者として、「畏怖^{おそ}・畏敬^{おそ}」の念を持たれながらも、「けがれ」に触れるものとして「わたしたちとは違う存在」と敬遠^{おそ}されました。そして、次第に民衆のけがれ意識が強くなり、それと同時に「畏怖^{おそ}・畏敬^{おそ}」の念は薄れ、次第に生活共同体から排除されていったと考えられます。差別された人たちは住む場所を分けられたり、他の身分の人との交際や村の運営や祭りへの参加を制限されたりしました。

県内のいくつかの祭りには、神楽^{かぐら}や獅子舞^{ししまい}を先導し、通る道を帚^{ほうき}ではくキヨメ役（「けがれ」を清める役）が残っています。



※現在はハンセン病といえます。国による誤った隔離政策が長く続いたこと、患者や回復者・家族に対する差別意識が払拭^{はら}されていないことにより、現在も苦しんでいる方がいます。

2 近世の差別構造

豊臣秀吉の刀狩

- ・百姓は原則として刀や槍などの武器を持たないようにした。
- ・刀狩と検地により、武士と百姓を区別しようとした。(兵農分離)

江戸時代の支配構造と差別

- ・幕府は兵農分離をさらにすすめた。
- ・武士と百姓・町人の身分を分け、固定化をすすめた。
- ・その過程で、百姓や町人に加えられず、百姓や町人からも差別された人々が生み出された。

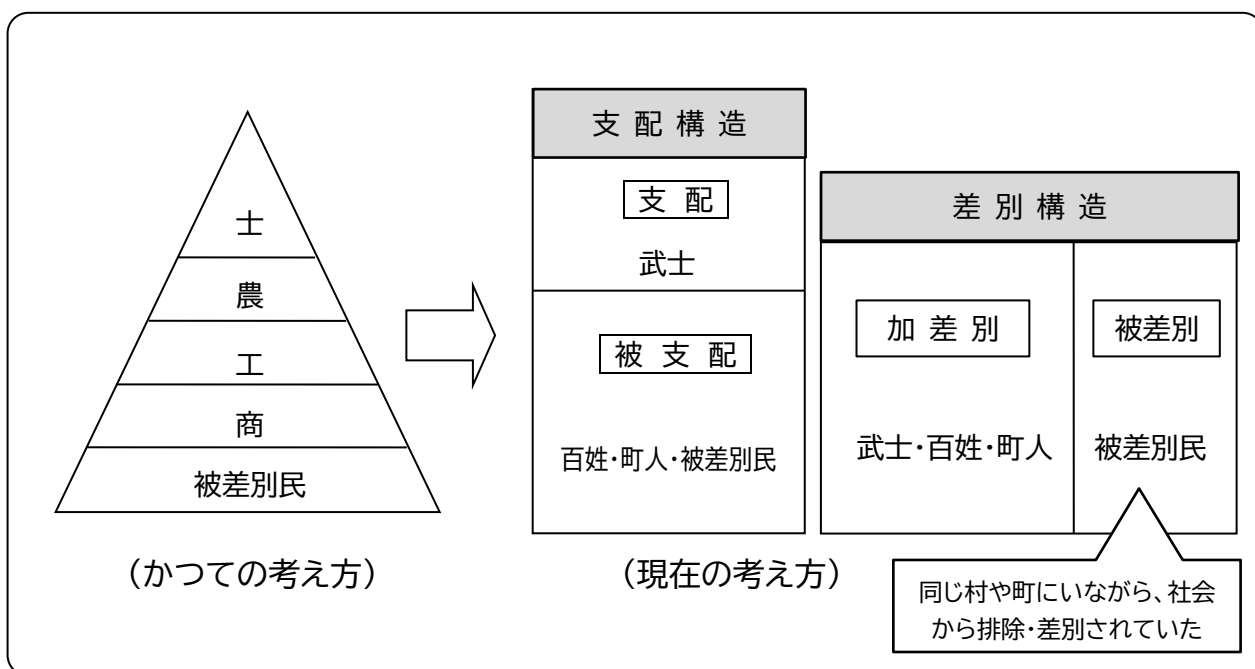
解説

戦国時代は、戦のための武具や馬具を作る技術者集団が必要で、皮革を生業とする「かわた」と呼ばれる人々も戦国大名に従っていました。

また、戦国時代は「下剋上」という言葉があるように、身分そのものがはっきりと固定されていませんでした。

江戸時代になり、城や寺社などの近くに形成された町に住む商人や職人は「町人」、郊外の村に住む人々は「百姓」と呼ばれ、身分が次第に固定されていきます。その過程で、「かわた」と呼ばれた人々は、「百姓」や「町人」に加えられず、「百姓」や「町人」から差別されました。

差別された人々は、以前はピラミッドの最下層に位置づけられた図で説明されていましたが、この図では当時の社会構造は説明できないことが、最近の研究で指摘されています。



3 差別された人々の生活

けがれ意識

- ・中世からのけがれ意識が残った。それにかかわる人々が差別された。
- ・社会的に必要とされる仕事や役割・文化を担っていたにもかかわらず差別された。

「えた」と呼ばれた人々

- ・皮革の製造、雪駄などの草履づくり、竹細工、芸能などを営んだ。
- ・農林漁業を営み年貢を納める人々もいた。
- ・町や村の警備や牢番などに従事した。

「ひにん」と呼ばれた人々

- ・町や村の警備、芸能などに従事した。

多様な被差別民

- ・差別された人々は、地域によってさまざまな呼び名や役割で存在していた。

解説

かつて「えた」身分、「ひにん」身分は、江戸幕府が作りだした身分といわれましたが、現在の研究では、中世からの民衆の差別意識を幕府や藩が利用したと考えられています。

誰の心の中にも差別してしまう弱い心があるという認識に立って、そこから自分と向き合っ
て学んでいくことが大切です。

信州の差別された人々の生業と役割

| 生業 | 役割 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業(年貢も納めていた) 皮革業(武具・太鼓づくりなど) 草履の製造・販売 竹細工・竹おさ <small>(機織りに使う用具)</small> の製造販売 灯芯 <small>(とうしん)</small> の製造・販売 芸能(ささら、万歳、猿回し、春駒など) 医薬業 操船業 | 町や村の警備 牢番 処刑 城や寺社の掃除 皮の上納 <small>(へいぎゅうば)</small> (斃牛馬処理権を持つ) 火消し など |



このような生業や役割をする中で、見回りの範囲(たん な び)【旦那場】から一把稲(いちわいね)※を得ていたのも、従来言われたような「極端な貧困」の中におかれたのではなく、差別されながらもたくましく生活していたと考えられています。

※稲を一束にまとめたもの



4 『解体新書』ができるまで



『解体新書』：大江医家史料館蔵

『解体新書』

- ・杉田玄白・前野良沢らは、解剖に立ち会い、オランダ語の解剖書と見比べ、その正確さに驚き、この本を翻訳することにした。
- ・実際の解剖は、当時「えた」と呼ばれ差別された身分の人が行い、その優れた知識が玄白らを驚かせた。

蘭学事始

1815年（文化12年）、杉田玄白（83歳）が蘭学草創の当時を回想して記し、大槻玄沢^{おおつきげんたく}（江戸後期の蘭学者・医師）に送った手記。

さて、腑分けのことは、「えた」の虎松という者がすぐれていると聞きましたので、たのんでおいたところ、その日はあいにく急病のようで、代わりにその祖父で年は90歳という老人が行うことになりました。老人は若いときから腑分けを何度か行つたと話してくれました。

その日も、老人は、あれこれと指し示しては、「これは心臓でございます。そして、これは、肝臓、これは胃であります。」などと説明してくれました。また「これは名前は知りませんが、自分は若い頃から数体を手がけましたが、どの内臓を見てもここにはこのようなものが、あそこにはあのようなものが必ずあります。」などと言って、わたしたちに示してくれました。

わたしたちは、オランダ語の解剖書と照らしあわせてみたところ、それは後に動脈の一部であったり小腎であったりすることが分かりました。また、一つとしてその図とちがっているものはなく、まったく同じであることにおどろきました。

（『蘭学事始』杉田玄白著 岩波文庫 から意訳）

解説

これまで、江戸時代の差別された身分の人たちについては、苦しさや貧しさが強調されてきました。しかし、現在の教科書には、「高度な技術」「専門的な技能」で当時の生産・流通、伝統文化を担い、「社会を支えた」ことが掲載されています。

子どもたちは、きびしく差別された人々の、たくましく誇りある生き方を学びます。

5 別段触書と渋染一揆

別段触書

- ・触書は、江戸時代に藩が庶民に対して出す法令のこと。
- ・儉約令、身分統制の取締令の内容に加え、差別された人々を対象とした触れが別に加えられたものが別段触書。



渋染一揆

- ・岡山藩が出した別段触書に対して差別された人々が起こした一揆。
- ・差別された身分の人たちは「百姓と同じように年貢を納めているのに、扱いがあまりにもひどい」と立ち上がり、別段触書を取り下げさせた。

解説

江戸時代中期以降、幕府や藩は、秩序維持のため百姓・町人に対して様々な規制をかけるとともに、被差別民に対しても様々な規制をかけました。例えば小諸藩で、1738年に出された取締令には「百姓町人に対して無礼のないように」などと指示されています。

岡山藩の1855年（安政2年）に出された儉約令では、百姓・町人への儉約令に加えて、差別された人々を対象とした条文がつけ加えられました。明確に身分を分けていきたい意図が見えます。

（百姓・町人に対して）

- 一. 男女とも衣類は木綿にしなさい。また、目立つような染色はしてはいけない。
- 一. 髪の上などに櫛やかんざしなど目立つ物をしてはいけない。 など

（差別された人々に対して）

- 一. 着るものは無地の渋染（柿色）か藍染（青色）に限る。新しく作る時も渋染・藍染以外はいけない。
- 一. 雨の時には、村内では下駄をはくことを許すが、知り合いの百姓に出会った時は、下駄をぬいであいさつをすること。また、他の村へ出かける時は裸足とすること。
- 一. 年貢をきちんと納めている家の女子に限って、そまつな雨傘をさすことを許す。 など

それに対し、差別された人々は、1856年（安政3年）に嘆願書を出します。

- 一. 自分たちは田畑を耕し、年貢を納めているのですから、百姓と差を付けられるのはおかしいです。
- 一. このようなお触れを出されては、働く意欲を失い、田畑は荒れて年貢を納められなくなってしまう。 など

嘆願書からは、差別された人々が、百姓同様に米作りにいそしみ、年貢を納めてきたことに誇りを持って生活していたことが読み取れます。領内の53か村から1000人を超える人々が一揆に参加し、役所に押しかけました。この時代は、自分たちの要求を届けることは禁じられていたため、この行動はまさに命がけでした。これにより「別段触書」は取り下げられました。しかし、12名が捕えられました。のちに6名は釈放されましたが、6名は牢内で命を落としました。

子どもたちは、差別された人々が自らの命の危険を顧みず、家族や仲間のため、差別の解消に向けて行動した誇り高い生き方を学びます。

6 差別からの解放運動

「解放令」(明治4年8月28日太政官布告) (1871年(明治4年))

- ・明治政府は「差別的な名称を廃し、身分・職業とも平民同様とする」とした。

「解放令」への意識

- ・多くの場合、差別された人々は「解放令」を歓迎した。(右記事より)
- ・「解放令」に反対する人も多く、被差別部落の人たちと同じ扱いを受けることへの不満から解放令反対一揆が各地でおこった。

(被差別部落の方の投書)
誠ニタ々嬉シクテ
涙ガコボレマシタ
「長野毎週新聞」
明治八年十二月五日

差別された人々の厳しい生活

- ・へいぎやうば斃牛馬処理や警備等の專業特権を失い、新たに税を課され貧困化がすすむ。
- ・公衆浴場や理髪店などから排除され、差別がさらに強まった。

解放運動

- ・「解放令」をよりどころに、差別からの解放の運動が起こった。

解説

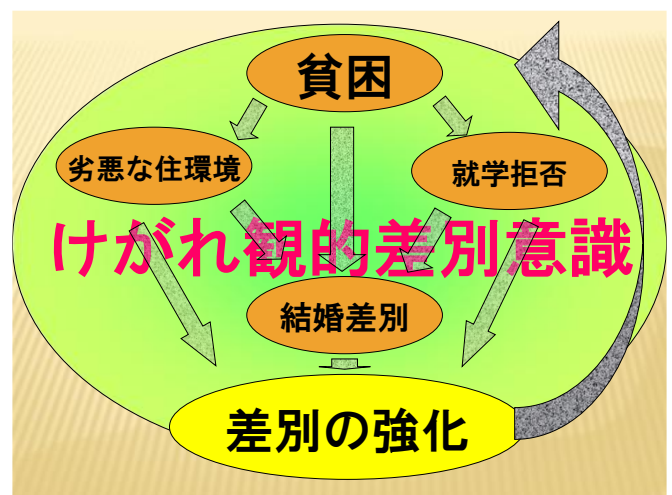
「解放令」により、制度的には江戸時代からの身分制度が廃止され、異なる身分間での結婚や職業選択の自由などが認められました。

「解放令」は差別された人々には喜んで迎えられましたが、それまで被差別部落を蔑視してきた百姓・町人は被差別部落の人々と同じ扱いをされることに不満を持ち、「解放令」反対一揆などを起こしました。

また、「平民同様」となったということは、それまでの^{へいぎやうば}斃牛馬処理権などの権利が奪われ、無税だった屋敷地が課税されることなどを意味しました。新政府は、差別されていた人々の生活を改善する具体的な政策をとらず、長く続いた慣習や差別意識も簡単には改まらなかったため、結婚・就職・就学・住居などに関する差別は根強く残りました。

すなわち、民衆の中にある「けがれ観」による差別意識がなくならないまま、「解放令」後の貧困が、劣悪な住環境や就学拒否、結婚差別を生み、それが差別の強化につながるという、悪循環を生んでいきました。

差別された人々は、村の祭礼に参加することを要求したり、村の選挙と一緒に参加させてほしいと要求したりし、実現を見るものも地域によっては出てきています。しかし、それらの運動は一部に限られ被差別民衆全体には広まりませんでした。また被差別部落の劣悪の環境を改善することで差別をなくそうとする動きもありましたが、差別の原因を被差別部落の側に求めるこうした動きに反発する者も少なくありませんでした。そうした中、全国各地の被差別部落を団結させ、組織的な活動を展開する「水平社運動」が始まります。



7 水平社の運動

全国水平社(水平社運動)

- ・大正デモクラシーの流れの中で、「部落差別は自らが立ち上がらないと解決しない」と、1922年(大正11年)に、結成した。
- ・差別からの解放と自由・平等をめざす運動をすすめた。

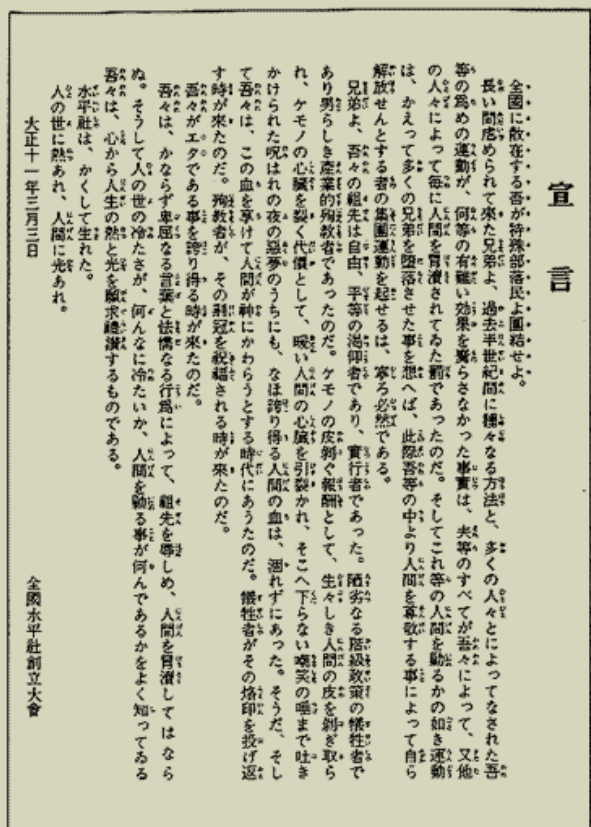
解説

「水平社宣言」は、日本で初めての「人権宣言」といわれています。

子どもたちは、当時の民主主義を求める動きや、さまざまな差別の解消を求める運動を学びます。

1922年(大正11年)、京都府の岡崎公会堂に全国から約700人もの被差別部落の人々が参加し、全国水平社創立大会が開催されました。当時16歳の山田少年が、「今、私たちは泣いている時ではありません。大人も子どもも一斉に立って、差別を打ち破りましょう。そして、差別のない新しい世の中にししましょう。」と大声で呼びかけました。

子どもたちは、自分たちに近い年齢の少年の訴えに、差別と闘う力強い意思を学びます。



長野県では、1924年(大正13年)に小諸の高砂座で500人余りの参加者を得て、長野県水平社が結成されました。

その後、差別との闘いは、被差別部落の人々自身による運動として、組織的に展開されるようになりました。

水平社は各地で起きた差別事件に立ち向かい、また、被差別部落の子どもたちの教育にも力を注ぎました。

しかし、第二次世界大戦の中でその活動は制限されたのち、戦時体制に組み込まれていきました。

長野県水平社創立大会(1924.4.23)小諸町



8 憲法と平等権

日本国憲法第14条

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」
※「家柄」のこと

解説

1947年（昭和22年）5月3日、日本国憲法が施行されました。この憲法では、国民主権、平和主義とならび、基本的人権の尊重を原則とし、私たち一人一人が平等に人間らしく生きる権利を「侵すことのできない永久の権利」として大切にしていこうと述べています。

戦時中に途絶えた差別との闘いの運動は、1946年（昭和21年）に部落解放全国委員会が結成されたことで再び活発になりました。

9 教科書をタダにする運動（教科書無償化運動）

「教科書をタダにする会」

- ・高知県長浜地区の被差別部落の親や教師たちが発足させた会。
- ・この会の教科書無償化運動は、「教育の平等」を求める声で社会（国）を動かした象徴的な出来事として、今日の教育政策や人権教育にも深く影響を与えている。

日本国憲法第26条第2項

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」

※制定当初は「授業料の不徴収（授業料が無償）」を意味し、教科書代までを無償とする必要はないとされていました。

解説

教科書無償化運動と部落問題は、深く結びついた歴史的背景を持っています。特に1960年代の高知県長浜地区での運動は、全国的な教科書無償化制度の実現に大きな影響を与えました。

高知県長浜地区の被差別部落では、住民の多くが不安定な仕事に従事していました。教科書代（小学校で約700円、中学校で約1,200円）は、日給が300円程度の家庭にとって大きな負担でした。そのため子どもの教科書代を用意することが難しい家庭が多く、それを理由に学校を休む子もいました。

こうした背景から、地元の親たちは教師とともに学習会を開きます。憲法に「義務教育は、これを無償とする」とあることを知ったことで自分たちの権利意識に目覚め、1961年（昭和36年）に「長浜地区小中学校教科書をタダにする会」を発足させました。そして署名活

動や集会を通じて議会や教育委員会に働きかけました。

「自分たちの要求は、憲法で定められた正しい権利の要求である」「子どもの教育を守る運動は、被差別部落だけの問題ではなく、すべての親たちの問題である」という確信を持って運動を展開し、1963年（昭和38年）12月「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が公布され、小・中学校の教科書が無償となりました。

子どもたちが普段手にしている教科書には、部落問題が関わっていることを知り、被差別部落だけでなく、すべての子どもたちに対して「教育の平等」を訴えた運動の価値を学ぶことができます。



10 部落差別の解消に向けて

残る差別

- ・明治の「解放令」以降も、就職、教育、結婚などで差別が解消することなく続いた。

同和対策審議会の答申(1965年(昭和40年))

- ・「部落差別をなくすことが国の責務であり、国民の課題である」と指摘した。
- ・答申をもとに、被差別部落の生活の改善が推進された。

同和対策事業特別措置法(1969年(昭和44年)～1982年(昭和57年))

同和教育推進教員を配置(1978年(昭和53年)～2002年(平成14年)廃止)

- ・同和問題（部落差別）の解決のために、学校に加配された教員であり、学校における同和教育の推進や解放子ども会の学習支援等、その役割は多岐にわたった。

解放子ども会(部落解放子ども会)

- ・結婚差別により自ら命を絶つなどの悲劇を生まないために、差別に負けずに自分の命を守り、差別の不当性を訴えられる力をつけてほしいという願いのもと、被差別部落の子どもたちのための学習会が各地で開かれた。1999年には長野県内で86の解放子ども会があった。

地域改善対策特別措置法(1982年(昭和57年)～1987年(昭和62年))

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(1987年(昭和62年))

- ・2002年（平成14年）、生活改善などの行政特別措置は終了した。

(地対財特法の失効)

部落差別の解消に向けて

- ・法律の失効は、差別がなくなったことを意味するものではなく、これからも人権教育や啓発活動を通じて、差別のない社会づくりが求められている。

解説

同和対策審議会の答申を受けて、1969年（昭和44年）、国は同和対策事業特別措置法を施行しました。

この法律は、「解放令」以来なされていなかった、生活環境の改善、社会福祉の増進、職業の安定、教育の充実、人権相談活動の充実などを同和地区に措置をするというものでした。この法律によって、同和地区の環境は、一定の改善が見られたとして、2002年（平成14年）に終了しました。

しかし、このことは同和問題が解消したことを意味するものではありません。

県民の意識調査等を見る限り、同和地区の人々に対する差別意識が解消に至っているとはいえません。また、現在も差別はがきや差別問い合わせなどがあります。

1996年（平成8年）の（特別措置法後の方策についての）地域改善対策協議会の意見具申は、

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。

と述べています。差別がある限り、国の責務とともに国民の課題として私たちは部落差別の解消に向け、行動しなければなりません。

2000年（平成12年）には、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めた「人権教育・啓発の推進に関する法律」が策定されました。この法律に基づき、国の人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、2025年（令和7年）に「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）」が閣議決定されました。

＜人権教育・啓発の推進に関する法律＞（2000年（平成12年））

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

＜人権教育・啓発に関する基本計画＞（2002年（平成14年））

これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、取組を積極的に推進することとする。

＜同和対策審議会答申 前文＞

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。

<部落差別の解消の推進に関する法律> (部落差別解消推進法)

(2016年(平成28年))

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

2016年(平成28年)12月、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目指し、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行されました。全六条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律となります。「目的」にも示されているように、現在でも、結婚の際の身元調査や就職試験で本籍地や親の職業を尋ねるなどの事案、またインターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。第五条には、部落差別の解消には教育及び啓発の果たす役割が大きいことが示されています。差別の現実を身近に実感しにくい現代において、学校で部落問題学習(同和教育)を確実に行き、子ども達に正しい知識を伝えていくことの重要性が改めて示されたこととなります。小中学生だけでなく、高校生、大学生、社会人まで、一人ひとりが自分ごととして部落差別をなくすために何ができるか、考え、行動していくことが求められています。

差別をなくす取組は、差別されている人々のためだけにあるものではありません。私たちの社会をよくするためにあるのです。水平社宣言の最後を締めくくっている「人の世に熱あれ、人間に光あれ」の言葉には、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けた力強いメッセージが込められています。



2026年(令和8年) 長野県教育委員会事務局心の支援課

<参考文献>

- 「被差別部落の生活」(斎藤洋一著 同成社)
- 「新しい社会 6年」「新しい社会 歴史」「新しい社会 公民」(東京書籍)
- 「中学生の歴史」「中学生の公民」(帝国書院)
- 「小学校中学校社会 人権・同和教育基本資料」(東京書籍)
- 「同和问题学習資料集 そうだったのか」(愛媛県教育委員会)
- 「蘭学事始」(杉田玄白著 岩波文庫)
- 「人間に光あれ」(長野県水平社創立七十周年記念行事実行委員会編)
- 「小諸部落誌」(小諸部落誌刊行委員会)
- 「差別のない『よき日』を求め続けて」(部落解放同盟長野県連合会)